

会 長	副会長	副会長	事務局長	次 長	班 長		係
							

協議第24号

町、字の区域及び名称の取扱いについて

議題	協定項目18 町、字の区域及び名称の取扱い
【調整方針案】	
現在の「伊野町・吾北村・本川村」を「いの町」に置き換え、町、字の区域及び名称については従前のおりとする。	
【確認された調整方針】	
現在の「伊野町・吾北村・本川村」を「いの町」に置き換え、町、字の区域及び名称については従前のおりとする。	

上記のとおり同意されたことに相違ない。

平成15年 6月 27日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

会 長 塩 田 始

行政制度等の検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

項目	協定項目18 町、字の区域及び名称の取扱い		
現在の地名表示	現 況		
	伊 野 町	吾 北 村	本 川 村
	吾川郡伊野町池ノ内（いけのうち） 駅東町（えきひがしまち） 駅前町（えきまえちょう） 駅南町（えきみなみまち） 枝 川（えだがわ） 大 内（おおち） 鹿 敷（かしき） 加 田（かだ） 鎌 田（かまだ） 楠 瀬（くすのせ） 公園町（こうえんちょう） 神 谷（こうのたに） 小 野（この） 幸 町（さいわいちょう） 勝賀瀬（しょうがせ） 新 町（しんまち） 大国町（だいこくちょう） 天王北1～4丁目（てんのうきた） 天王南1～9丁目（てんのうみなみ） 中 追（なかおい） 成 山（なるやま） 波 川（はかわ） 八 田（はた） 藤 町（ふしまち） 榎 （まき） 柳瀬石見（やなのせいしみ） 柳瀬上分（やなのせかみぶん） 柳瀬本村（やなのせほんむら）	吾川郡吾北村上八川甲（かみやかわこう） 上八川乙（かみやかわおつ） 上八川丙（かみやかわへい） 上八川丁（かみやかわてい） 清水上分（きよみずかみぶん） 清水下分（きよみずしもぶん） 小川新別（こがわしんべち） 小川西津賀才（こがわにしつがざい） 小川東津賀才（こがわひがしつがざい） 小川縦ノ木山（こがわもみのきやま） 小川柳野（こがわやなぎの） 下八川甲（しもやかわこう） 下八川乙（しもやかわおつ） 下八川丙（しもやかわへい） 下八川丁（しもやかわてい） 下八川十田（しもやかわとおだ）	土佐郡本川村足 谷（あしだに） 越裏門（えりもん） 大 森（おおもり） 葛 原（かずらはら） 桑 瀬（くわぜ） 高 敷（たかやぶ） 寺 川（てらがわ） 戸 中（とちゅう） 長 沢（ながさわ） 中野川（なかのかわ） 脇ノ山（わきのやま）

項目	協定項目 18 町、字の区域及び名称の取扱い														
留意事項	<p>町または大字は市町村の区画単位として使用され、その地理的名称を地名として表している。地名は町または大字のたんなる地域特定のための名称にすぎないとしても、その地域とは無関係につけられたものでなく、当該地域の地理的特色、社会経済的特色、生活様式などをもとにして付けられている。また歴史的・文化的意義を有するものも少なくなく、その地域の住民感情が地名と深く結び付いている場合が多いと思われる。</p> <p>したがって、過去の合併事例や現在他県で設置されている先進法定合併協議会では、合併時の混乱を避けるため、名称変更については必要最小限にとどめ、できる限り従来の町名・大字名をそのまま使用する取扱いが望ましいとされている。</p> <p>市町村合併の際に、町・大字の区域を新たに設定もしくは廃止、又は、町・大字の区域及び名称を変更する場合は、地方自治法第260条に規定されているように、市町村長が、当該市町村議会の議決を経て、これを定め、知事に届出なければならない。</p> <p>手続きは、「市町村長の提案」「市町村議会の議決」「知事への届出」「知事の告示」「効力の発生」となる。この処理は新町で行うことになるので、合併の日（平成16年10月1日）に施行すると考えると、合併の日により市町村長の職務執行者が、合併協議会の議決結果を踏まえた内容で専決処分を行い、同日で知事へ届出を行い、効力発生要件となる知事の告示は、事前に県と十分連携を取ったうえで、合併の日付で告示していただき、新町の初議会で専決処分の承認を求めることになる。</p> <p>《ただし、町・大字の名称変更の手続きは、合併前に当該地域の属する関係町村の議会の議決を経て、知事に届け出る方法もある。》</p>														
関係法令	<p>【地方自治法】 (市町村区域内の町又は字の区域) 第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。</p>														
名称変更の具体的な例	<p>地方自治法第260条の手続を要しない例</p> <table border="0"> <tr> <td>伊野町池ノ内</td> <td>いの町池ノ内</td> </tr> <tr> <td>吾北村上八川甲</td> <td>いの町上八川甲</td> </tr> <tr> <td>本川村足谷</td> <td>いの町足谷</td> </tr> </table>	伊野町池ノ内	いの町池ノ内	吾北村上八川甲	いの町上八川甲	本川村足谷	いの町足谷	<p>地方自治法第260条の手続を要する例</p> <table border="0"> <tr> <td>伊野町池ノ内</td> <td>いの町伊野町池ノ内</td> </tr> <tr> <td>吾北村上八川甲</td> <td>いの町吾北村上八川甲</td> </tr> <tr> <td>本川村足谷</td> <td>いの町本川村足谷</td> </tr> </table>	伊野町池ノ内	いの町伊野町池ノ内	吾北村上八川甲	いの町吾北村上八川甲	本川村足谷	いの町本川村足谷	<p>大字や小字を表示しない場合であっても、「大字」が固有名詞と考えられるため、地方自治法第260条の手続きが必要となります。</p>
伊野町池ノ内	いの町池ノ内														
吾北村上八川甲	いの町上八川甲														
本川村足谷	いの町足谷														
伊野町池ノ内	いの町伊野町池ノ内														
吾北村上八川甲	いの町吾北村上八川甲														
本川村足谷	いの町本川村足谷														

項 目		協定項目18 町、字の区域及び名称の取扱い	
先 進 事 例	市町村名	合 併 年 月 日	調 整 方 針
	ひたちなか市	平成 6年11月 1日	2市の町・字名は原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似の町・字名については、2市の長が別に協議して定めるものとする。
	あきねの市	平成 7年 9月 1日	2市町の町、字の名称及び区域は従前のとおりとする。
	篠山市	平成11年 4月 1日	篠山町・西紀町・丹南町の大字については従前のとおりとし、今田町については従前の大字の前に今田町をつけた大字とする。
	西東京市	平成13年 1月21日	2市の町名は原則として現行のとおりとする。ただし、同一町名の本庁については田無市の本庁を田無町に、保谷市の本町を保谷町に変更し、また、ひばりが丘団地については、ひばりが丘三丁目に統合する。
	さいたま市	平成13年 5月 1日	町、字名は、原則として現行のとおりとする。ただし、同一の町、字名については、地域住民の意向を尊重し、調整するものとする。
	さぬき市	平成14年 4月 1日	字の区域は従前どおりとする。町、字の名称は、津田町・大川町・寒川町は「大川郡」を「さぬき市」に置き換え、志度町は原則として「大川郡志度町大字」を「さぬき市」に置き換え、長尾町は、原則として「大川郡長尾町」を「さぬき市」（但し、字名「西」・「東」・「名」については、それぞれ「長尾西」・「長尾東」・「長尾名」に変更）に置き換える。また、「多和」については「大川郡長尾町多和字」を「さぬき市」に置き換える。
調 整 方 針 (案)	現在の「伊野町・吾北村・本川村」を「いの町」に置き換え、町、字の区域及び名称については従前のとおりとする。		
	伊 野 町	吾 北 村	本 川 村
	いの町池ノ内(いけのうち) 駅東町(えきひがしまち) 駅前町(えきまえちょう) 駅南町(えきみなみまち) 枝 川(えだがわ) 大 内(おおち) 鹿 敷(かしき) 加 田(かだ) 鎌 田(かまだ) 楠 瀬(くすのせ) 公園町(こうえんちょう) 以下同様	いの町上八川甲(かみやかわこう) 上八川乙(かみやかわおつ) 上八川丙(かみやかわへい) 上八川丁(かみやかわてい) 清水上分(きよみずかみぶん) 清水下分(きよみずしもぶん) 小川新別(こがわしんべち) 小川西津賀才(こがわにしつがざい) 小川東津賀才(こがわひがしつがざい) 小川縦ノ木山(こがわもみのきやま) 小川柳野(こがわやなぎの) 以下同様	いの町足 谷(あしだに) 越裏門(えりもん) 大 森(おおもり) 葛 原(かずらはら) 桑 瀬(くわぜ) 高 敷(たかやぶ) 寺 川(てらがわ) 戸 中(とちゅう) 長 沢(ながさわ) 中野川(なかのかわ) 脇ノ山(わきのやま) 以 上

項 目	協定項目 18 町、字の区域及び名称の取扱い		
	現在の「伊野町・吾北村・本川村」を「いの町」に置き換え、町、字の区域及び名称については従前のとおりとする。		
協議結果	伊 野 町	吾 北 村	本 川 村
	いの町池ノ内（いけのうち） 駅東町（えきひがしまち） 駅前町（えきまえちょう） 駅南町（えきみなみまち） 枝 川（えだがわ） 大 内（おおち） 鹿 敷（かしき） 加 田（かだ） 鎌 田（かまだ） 楠 瀬（くすのせ） 公園町（こうえんちょう） 以下同様	いの町上八川甲（かみやかわこう） 上八川乙（かみやかわおつ） 上八川丙（かみやかわへい） 上八川丁（かみやかわてい） 清水上分（きよみずかみぶん） 清水下分（きよみずしもぶん） 小川新別（こがわしんべち） 小川西津賀才（こがわにしつがざい） 小川東津賀才（こがわひがしつがざい） 小川縦ノ木山（こがわもみのきやま） 小川柳野（こがわやなぎの） 以下同様	いの町足 谷（あしだに） 越裏門（えりもん） 大 森（おおもり） 葛 原（かずらはら） 桑 瀬（くわぜ） 高 藪（たかやぶ） 寺 川（てらがわ） 戸 中（とちゅう） 長 沢（ながさわ） 中野川（なかのかわ） 脇ノ山（わきのやま） 以 上